

普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について

「液体副産窒素肥料」の原料として、「食品工業において副産されたもの」を追加し、これに伴いその他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加するとともに、当該肥料の種類の名称を「液状副産窒素肥料」とする公定規格の変更

○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、普通肥料の種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量等が定められている。

本件は、食品用のアミノ酸を製造する際の発酵廃液（以下「アミノ酸発酵廃液」という。）を液状のまま肥料として利用できるようにするため、公定規格を変更するものである。アミノ酸発酵廃液を濃縮・乾燥したものは既に副産窒素肥料として一般的に流通しているが、アミノ酸発酵廃液を液状のまま肥料として利用する場合は、適合する公定規格が定められていない。このため、「液体副産窒素肥料」の公定規格について原料に食品工業において副産されたものを追加するとともに、その性状から、名称を「液体副産窒素肥料」から「液状副産窒素肥料」へと変更するものである。

なお、今回原料として追加する「食品工業において副産されたもの」を濃縮・乾燥したものは、副産窒素肥料として既にその使用が認められており、ほ場において相当期間、使用されている実績がある。

また、今回の公定規格の変更では「食品工業において副産されたもの」を追加することから、その他の制限事項に「牛由来の原料を原料とする場合にあっては、管理措置が行われたものであること。」及び「牛の部位を原料とする場合にあっては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。」を追加する。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。

(参考)

○昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件) 改正新旧対照表(案)

(傍線部分は改正部分)

改正案				現行			
一 窒素質肥料 (略) (1) 登録の有効期間が六年であるもの				一 窒素質肥料 (略) (1) 登録の有効期間が六年であるもの			
肥料の種類	(略)	含有すべき主成分の最小量(%)	(略)	肥料の種類	(略)	含有すべき主成分の最小量(%)	(略)
(略)	(略)	含有を許される有害成分の最大量(%)	(略)	(略)	(略)	含有を許される有害成分の最大量(%)	(略)
(略)	(略)	その他の制限事項	(略)	(略)	(略)	その他の制限事項	(略)
液体副産物(非窒素肥料)製造業、化学工業又は食品工業において副産されたものをいう。				液体副産物(非窒素肥料)製造業又は化学工業において副産されたものをいう。			
一 一 有害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛由来の原料を原料とする場合、管理措置が行われたものであること。 三 牛の部位を原料とする場合、あつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。				一 有害試験の調査を受け害が認められないものであること。 二 牛由来の原料を原料とする場合、管理措置が行われたものであること。 三 牛の部位を原料とする場合、あつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。			

附二
一、十三
四三

(参考)

(略)(略)

附二
一、十三
四三

(略)

(略)(略)